

品川区多胎児家庭家事育児支援訪問費助成事業実施要綱

制定 令和3年2月8日 区長決定
要綱第28号

改定 令和4年7月8日 区長決定
要綱第210号

改定 令和5年1月20日 区長決定
要綱第12号

(目的)

第1条 この要綱は、多胎児を養育する家庭（以下「多胎児家庭」という。）が家事および育児等に対するサポートやアドバイス（以下「支援サービス」という。）を受けるために区が別に定める事業者（以下「事業者」という。）に支払った費用に対し、予算の範囲内でその経費の一部を助成することにより、育児の不安解消、養育者と子の安定した愛着形成など多胎児家庭が安心して子育てする環境を整備することを目的とする。

(年齢の定義)

第2条 年齢の計算は、年齢計算ニ関スル法律(明治35年法律第50号)に定めるところによる。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者は、区内に住所を有する、多胎妊婦およびその家庭ならびに3歳未満の多胎児（以下「対象児」という。）を養育している者（以下「利用者」という。）であり、前条の支援サービスおよび支援サービスの利用に向けた事業者との打ち合わせ（以下「プランニング」という。）を産前または対象児の誕生日から満3歳に至る日の前日までに利用し、事業者に費用の支払いを行った者とする。ただし、区長が特に認めたものについては、この限りでない。

(助成内容)

第4条 助成の対象となる支援サービスは、事業者が利用者の自宅を訪問し、心身のケア、日常の家事・育児支援、外出時の補助その他必要な支援を行うサービスとする。ただし、保護者不在時の子どもの一時的預かりについては対象外とする。

(助成金額)

第5条 支援サービスに関する助成金額は、支援サービスを利用した時間数のうち1時間の利用につき2,700円とする。この場合において、利用者が支援サービスを受けるために事業者を支払った費用が助成金額を下回る場合には、当該費用を助

成金額とする。

- 2 プランニングに関する助成金額は、プランニングの利用につき1,000円とし、1回を限度とする。

(助成時間)

第6条 支援サービスの利用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数を限度とする。

- (1) 多胎妊婦および1歳未満の多胎児 240時間
- (2) 1歳以上2歳未満の多胎児 180時間
- (3) 2歳以上3歳未満の多胎児 120時間

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする利用者は、支援サービスまたはプランニング利用後、品川区多胎児家庭産後家事育児支援訪問費助成金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に必要な書類を添付の上、区長に提出するものとする。ただし、他の制度で同種の助成を受けた場合は、重複して申請することはできない。

- 2 交付申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに提出するものとする。
 - (1) 多胎妊婦およびその家庭ならびに1歳未満の多胎児を養育している者が支援サービスを利用した場合 多胎児が生後1歳1カ月となるときまで
 - (2) 1歳以上2歳未満の多胎児を養育している者が支援サービスを利用した場合 多胎児が生後2歳1カ月となるときまで
 - (3) 2歳以上3歳未満の多胎児を養育している者が支援サービスを利用した場合 多胎児が生後3歳1カ月となるときまで
- 3 前項の規定にかかわらず、プランニングのみの利用で交付申請書を提出する場合は、対象児の出生日(出産に至らなかった場合は出産予定日を含む。)から1年以内に提出するものとする。
- 4 前3項の助成金の交付を受けようとする利用者は、あらかじめ事業者から交付申請書の所定の欄に支援サービスまたはプランニングを受けたことの証明を受けなければならない。
- 5 第1項の交付申請のうち支援サービスに関しては、前条に規定する時間の限度内において複数回行うことができる。

(交付決定等)

第8条 区長は、前条の交付申請書を受理した場合は、申請の内容を審査し、助成することを適当と認めるときは、助成金の交付決定を行い、品川区多胎児家庭産後家事育児支援訪問費助成金交付決定通知書(様式第2号)により利用者に通知すると

ともに、すみやかに助成金の交付を行うものとする。

- 2 区長は、助成することを不相当と認めたときは、品川区多胎児家庭産後家事育児支援訪問費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により利用者に通知するものとする。

（交付決定の取消しおよび助成金の返還）

第9条 区長は、利用者が偽りその他不正の手段により助成金の承認を受けたときは、助成金の承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、区長は、期限を定めて当該助成金の全額を返還させることができる。

（返還加算金）

第10条 前条第2項の規定により助成金の返還請求を受けた利用者は、助成金の交付を受けた日から返還する日までの日数に応じ、当該助成金額につき法定利率の割合を乗じた額を加算して返還しなければならないものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

区長は、令和4年度において、品川区家事支援用品購入支援事業処理基準（令和4年7月8日制定）に基づく家事支援用品の購入支援の決定を受けた者から第6条の交付申請を受けた際は、20時間に多胎児の数を乗じて得た時間数（以下「支援済時間数」という。）について既に助成金の交付を終えているものとみなし、支援済時間数を超えた時間数を交付決定の対象とする。この場合において、第5条各号に定める支援サービスの時間数については、支援済時間数を包含するものとして取り扱う。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第1条，第2条，第3条，第6条および第7条の規定は、この要綱の適用の日（以下「適用日」という。）以後に利用した支援サービスの費用の助成について適用し、適用日前に利用した支援サービスの費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の適用の際、この要綱による改正前の各要綱の様式による用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお、当分の間使用することができる。